

平成十八年十一月二十日提出
質問第一六六号

道路交通法の執行に関する質問主意書

提出者 河村たかし

道路交通法の執行に関する質問主意書

警察庁通達「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」（警察庁丙交指発第一四号／警察庁丙交企発第五四号／警察庁丙規発第二九号）において「不起訴が見込まれる事案については、運転者の送致と平行して、放置違反金納付命令を行うこと。」とある。

このとき事案を「不起訴が見込まれる事案」とするときの具体的な判断基準を明らかにされたい。
右質問する。